

○川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則

昭和62年 9 月 19 日規則第77号

最終改正 令和 6 年 2 月 29 日規則第 4 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条～第 3 条）

第 2 章 自転車等放置禁止区域等（第 4 条～第 6 条）

第 3 章 撤去自転車等の措置等（第 7 条～第12条）

第 4 章 市営自転車等駐車場の設置、管理等（第13条～第22条）

第 5 章 雑則（第23条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第 4 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

（公務の執行等規則で定める理由）

第 3 条 条例第 2 条第 6 号に規定する規則で定める理由は、次のとおりとする。

- （1） 警察官等が公務を執行するために必要があるとき。
- （2） その他市長が緊急やむを得ないと認める理由があるとき。

第 2 章 自転車等放置禁止区域等

（放置禁止区域標識の設置）

第 4 条 市長は、条例第 7 条第 1 項の規定により放置禁止区域を指定したときは、当該区域内に自転車等放置禁止区域標識（第 1 号様式）を設置するものとする。

（放置禁止区域に係る立看板等の記載事項）

第 5 条 条例第 7 条第 3 項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- （1） 放置禁止区域指定の根拠
- （2） 放置禁止区域
- （3） 放置禁止区域となる年月日
- （4） 放置された自転車等に対する措置

(放置禁止区域以外で撤去及び保管の対象となる期間)

第6条 条例第11条第2項に規定する規則で定める期間は、同条第1項に規定する指導及び警告を行った日から起算して3日間とする。

第3章 撤去自転車等の措置等

(撤去、保管等の旨の告示)

第7条 条例第12条第1項に規定する告示は、撤去し、保管した旨及び次に定める事項を告示するものとする。

- (1) 撤去年月日
- (2) 撤去場所
- (3) 撤去自転車等
- (4) 保管場所の名称及び位置
- (5) 保管期間
- (6) 引取りの方法
- (7) その他必要な事項

(保管台帳の作成)

第8条 市長は、条例第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したときは、撤去自転車等保管台帳(第2号様式)を作成するものとする。

(保管期間)

第9条 条例第12条第3項に規定する規則で定める期間は、同条第1項の規定による告示をした日から起算して1箇月間とする。

(調査の方法等)

第10条 条例第12条第4項に規定する調査の方法は、次のとおりとする。

- (1) 自転車等に記載された住所、氏名、電話番号等による照会
- (2) 防犯登録番号、標識番号又は車両番号による照会
- (3) 盗難に係る被害届の有無の照会
- (4) その他必要な照会等

2 前項の調査により利用者等が判明したときは、次に定める事項を記載した自転車等引取り通知書(第3号様式)により通知するものとする。

- (1) 引取りの場所
- (2) 引取りのできる日時

- (3) 保管期限
- (4) 撤去、保管等に係る費用
- (5) その他必要な事項

3 撤去自転車等を利用者等に引き取らせるときは、当該利用者等に放置自転車等引取り申出書(第4号様式)を提出させるものとする。

(撤去、保管等に係る費用の額)

第11条 条例第13条第2項に規定する規則で定める撤去、保管等に係る費用の額は、次のとおりとする。

- (1) 自転車 1台につき2,500円
- (2) 原動機付自転車 1台につき5,000円
- (3) 自動二輪車 1台につき10,000円

(撤去、保管等に係る費用の納付の免除等)

第12条 条例第13条第3項に規定する規則で定める者は、次のとおりとする。

- (1) 盗難された自転車等で撤去し、保管されたものの利用者等
- (2) その他市長が特に必要があると認める者

2 前項に規定する者が撤去、保管等に係る費用の納付の免除を受けようとするときは、自転車等撤去保管費用免除申請書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

第4章 市営自転車等駐車場の設置、管理等

(駐車施設の位置)

第13条 市が設置する自転車等駐車場(以下「市営自転車等駐車場」という。)の駐車施設の位置は、別表のとおりとする。

(公告)

第14条 市長は、条例第16条第1項の規定により市営自転車等駐車場の管理を行わせるため、法人その他の団体(以下「法人等」という。)を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告する。

- (1) 管理を行わせる市営自転車等駐車場
- (2) 条例第16条第1項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間(以下「指定予定期間」という。)
- (4) 条例第16条第2項の規定による事業計画書その他市長が必要と認める書類の提出(以下「事

業計画書等の提出」という。)の方法

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(事業計画書等の提出)

第15条 事業計画書等の提出は、市長が定める期間内にしなければならない。

2 条例第16条第2項に規定する事業計画書その他市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 指定予定期間に属する各年度の市営自転車等駐車場の管理に係る事業計画書及び収支予算書

(2) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

(3) 事業計画書等の提出をする日（以下「提出日」という。）の属する事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書若しくは活動計算書又は収支計算書。ただし、提出日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録とする。

(4) 提出日の属する事業年度及び翌事業年度における法人等の事業計画書及び活動予算書又は収支予算書

(5) 役員の名簿及び履歴書

(6) 組織及び運営に関する事項を記載した書類

(7) 現に行っている業務の概要を記載した書類

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定管理予定者)

第16条 市長は、事業計画書等の提出をした法人等が2以上あるときは、条例第16条第1項各号に掲げる要件（以下「指定要件」という。）を満たし、かつ、市営自転車等駐車場の管理を行う上で最も適切と認めるものを指定管理者の予定者（以下「指定管理予定者」という。）とする。

2 市長は、事業計画書等の提出をした法人等が1である場合において、指定要件を満たすときは、当該法人等を指定管理予定者とする。

3 市長は、前条第1項に規定する市長が定める期間内に事業計画書等の提出をした法人等がないとき、又は前2項の指定管理予定者がいないときは、再度、第14条の規定による公告を行う。

(通知)

第17条 市長は、条例第16条第1項の指定をしたときは、指定された法人等に対し、指定管理者指定書（第6号様式）により通知する。

(協定)

第18条 指定管理者は、市長と市営自転車等駐車場の管理に関する協定を締結する。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 利用に係る料金及び納付金に関する事項
- (3) 管理に要する費用に関する事項
- (4) 管理を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (5) 管理の業務の報告に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (7) 川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号）に規定する作業報酬に関する事項
- (8) その他市長が必要と認める事項

(利用料金の免除)

第19条 条例第23条の規定により指定管理者が利用料金を免除する場合は、次のとおりとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の規定による保護を受けている者が利用する場合
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳、療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている者（これらの者の介護者を含む。）が利用する場合

2 指定管理者は、前項の規定によるほか、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を免除することができる。

(利用料金の免除申請)

第19条の2 条例第23条の規定により利用料金の免除を受けようとする者は、指定管理者が定めるところにより、指定管理者に申請しなければならない。

(利用料金の返還)

第20条 条例第24条ただし書の規定により利用料金を返還する場合は、次に定めるとおりとする。

- (1) 定期利用をしようとする者が通用期間の開始の前に利用をやめたとき。 既納の利用料金の全額

(2) 定期利用をしている者が通用期間の開始後に利用をやめたとき。 既納の利用料金の額から当該駐車施設の1箇月の定期利用の利用料金の額に通用期間のうち既に経過した月数(1箇月未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)を乗じて得た金額を控除した額

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が正当な理由があると認めるとき。 市長が認める額
(遵守事項)

第21条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 自転車等を所定の場所に駐車し、盗難防止のために必要な措置を講ずること。
- (2) 駐車施設及び設備又は他の自転車等を汚損し、若しくは損傷し、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。
- (3) 火気を使用しないこと。
- (4) 危険物又は不潔物を持ち込まないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、指定管理者の指示した事項
(市営自転車等駐車場内で撤去及び保管の対象となる期間)

第22条 条例第27条第2項に規定する規則で定める期間は、同条第1項に規定する指導及び警告を行った日から起算して1週間とする。

第5章 雑則

(その他必要事項)

第23条 この規則の施行に関し必要な事項は、建設緑政局長が定める。

附 則

この規則は、昭和62年10月1日から施行する。ただし、第4条及び第5条の規定は公布の日から、第14条から第16条までの規定は昭和62年9月25日から施行する。

附 則 (昭和63年3月31日規則第41号)

この改正規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (昭和63年8月31日規則第81号)

この改正規則は、昭和63年9月1日から施行する。

附 則 (昭和63年11月25日規則第90号)

この改正規則は、昭和63年12月1日から施行する。

附 則 (平成元年1月30日規則第2号)

この改正規則は、平成元年2月1日から施行する。

附 則 (平成元年3月31日規則第25号)

この改正規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年11月30日規則第73号）

この改正規則は、平成元年12月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 年 1 月30日規則第 2 号）

この改正規則は、平成 2 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 年 2 月23日規則第 7 号）

この改正規則は、平成 2 年 2 月26日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定中新百合ヶ丘駅自転車等第 1 駐車場及び新百合ヶ丘駅自転車第 2 駐車場に係る部分は、平成 2 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 年 3 月30日規則第25号）

この改正規則は、公布の日から施行し、平成 2 年 4 月 1 日以後の自転車等駐車場の利用について適用する。

附 則（平成 3 年 3 月30日規則第23号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 1 月22日規則第 5 号）

この規則は、平成 4 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 2 月24日規則第10号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の規則第 6 条及び第17条の規定はこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第 4 号。以下「条例」という。）第11条第 1 項及び第17条第 1 項の規定により指導及び警告を行った自転車等から、改正後の規則第 9 条及び第11条の規定は施行日以後に条例第10条第 2 項、第11条第 2 項及び第 3 項並びに第17条第 2 項の規定により撤去し、及び保管した自転車等から適用し、施行日前に条例第11条第 1 項及び第17条第 1 項の規定により指導及び警告を行った自転車等並びに条例第10条第 2 項、第11条第 2 項及び第 3 項並びに第17条第 2 項の規定により撤去し、及び保管した自転車等については、なお従前の例による。
- 3 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇

所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（平成 4 年 5 月 21 日規則第 48 号）

この規則は、平成 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 4 月 26 日規則第 46 号）

この規則は、平成 5 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月 14 日規則第 10 号）

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 12 月 26 日規則第 73 号）

この規則は、平成 7 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 24 日規則第 24 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の規則第 6 条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和 62 年川崎市条例第 4 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により指導及び警告を行つた自転車等から、改正後の規則第 9 条及び第 11 条の規定は施行日以後に条例第 10 条第 2 項、第 11 条第 2 項及び第 3 項並びに第 17 条第 2 項の規定により撤去し、及び保管した自転車等から適用し、施行日前に条例第 11 条第 1 項の規定により指導及び警告を行つた自転車等並びに条例第 10 条第 2 項、第 11 条第 2 項及び第 3 項並びに第 17 条第 2 項の規定により撤去し、及び保管した自転車等については、なお従前の例による。
- 3 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（平成 8 年 1 月 31 日規則第 1 号）

この規則は、平成 8 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 2 月 9 日規則第 3 号）

この規則は、平成 8 年 2 月 13 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 31 日規則第 51 号）

この規則は、平成 9 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 8 月 28 日規則第 84 号）

この規則は、平成 9 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年11月21日規則第102号）

この規則は、平成 9 年11月25日から施行する。

附 則（平成11年10月 8 日規則第94号）

この規則は、平成11年10月12日から施行する。

附 則（平成12年 2 月29日規則第10号）

この規則は、平成12年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成12年 8 月 2 日規則第100号）

この規則は、平成12年 8 月 7 日から施行する。

附 則（平成12年12月28日規則第143号）

この規則は、平成13年 1 月 4 日から施行する。

附 則（平成13年 4 月13日規則第57号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に定期利用の利用区分により納付された川崎駅大宮町自転車等駐車場に係る整理に要する費用であって、当該定期利用の期限が施行日以後であるものについては、川崎駅西口自転車等第2駐車場に係る整理に要する費用として納付されたものとみなす。

附 則（平成13年 9 月14日規則第79号）

この規則は、平成13年 9 月17日から施行する。

附 則（平成14年 3 月15日規則第 9 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成14年 3 月18日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に定期利用の利用区分により納付された向ヶ丘遊園駅自転車等第2駐車場又は向ヶ丘遊園駅自転車等第3駐車場に係る整理に要する費用であって、当該定期利用の期限が施行日以後であるものについては、向ヶ丘遊園駅北口自転車等第1駐車場に係る整理に要する費用として納付されたものとみなす。

附 則（平成14年 3 月29日規則第42号）

（施行期日）

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に定期利用の利用区分により納付された次の表の左欄に掲げる駐車場に係る整理に要する費用であつて、当該定期利用の期限が施行日以後であるものについては、同表の右欄に掲げる駐車場に係る整理に要する費用として納付されたものとみなす。

向ヶ丘遊園駅自転車第1駐車場	向ヶ丘遊園駅南口自転車第1駐車場
向ヶ丘遊園駅自転車等第4駐車場又は向ヶ丘遊園駅自転車等第5駐車場	向ヶ丘遊園駅南口自転車第1駐車場、向ヶ丘遊園駅南口自転車等第2駐車場又は向ヶ丘遊園駅南口自転車等第3駐車場
向ヶ丘遊園駅自転車等第6駐車場	向ヶ丘遊園駅南口自転車等第2駐車場
向ヶ丘遊園駅自転車等第7駐車場	向ヶ丘遊園駅南口自転車等第3駐車場

附 則（平成14年8月16日規則第68号）

この規則は、平成14年8月20日から施行する。

附 則（平成15年3月13日規則第9号）

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規則第11条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に撤去し、保管した自転車、原動機付自転車及び自動二輪車（以下「自転車等」という。）から適用し、施行日前に撤去し、保管した自転車等については、なお従前の例による。

3 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（平成16年3月31日規則第36号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月23日規則第51号）

この規則は、平成16年5月1日から施行する。

附 則（平成16年6月28日規則第67号）

(施行期日)

1 この規則は、平成16年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に定期利用の利用区分により納付された武蔵溝口駅北口自転車等第 1 駐車場に係る整理に要する費用であって、当該定期利用の期限が施行日以後であるものについては、武蔵溝ノ口駅北口自転車等第 1 駐車場に係る整理に要する費用として納付されたものとみなす。

附 則（平成16年 8 月 18日規則第75号）

(施行期日)

1 この規則は、平成16年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に定期利用の利用区分により納付された向ヶ丘遊園駅北口自転車等第 1 駐車場に係る整理に要する費用であって、当該定期利用の期限が施行日以後であるものについては、向ヶ丘遊園駅北口自転車等第 3 駐車場に係る整理に要する費用として納付されたものとみなす。

附 則（平成16年10月 1 日規則第87号）

この規則は、平成16年10月12日から施行する。

附 則（平成16年11月30日規則第98号）

この規則は、平成16年12月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 3 月31日規則第53号）

この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。ただし、第14条に 1 項を加える改正規定、別表第 1 の改正規定（津田山陸橋高架下自転車等駐車場及び登戸陸橋高架下自転車等駐車場の部分に限る。）及び別表第 2 の次に 1 表を加える改正規定は、同年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 6 月 9 日規則第73号）

この規則は、平成17年 6 月16日から施行する。

附 則（平成18年 1 月26日規則第 4 号）

この規則は、平成18年 2 月12日から施行する。

附 則（平成18年 3 月16日規則第13号）

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 4 月28日規則第70号）

この規則は、平成18年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 6 月30日規則第89号）

この規則は、平成18年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 2 月16日規則第 3 号）

この規則は、平成19年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 3 月15日規則第 8 号）

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 4 月16日規則第62号）

この規則は、平成19年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 9 月28日規則第82号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年10月 1 日から施行する。

附 則（平成19年11月 2 日規則第94号）

この規則は、平成19年11月 5 日から施行する。

附 則（平成19年11月15日規則第95号）

この規則は、平成19年12月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定中京王稲田堤駅自転車等第 2 駐車場及び京王稲田堤駅自転車等第 3 駐車場に係る部分は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年12月13日規則第100号）

この規則は、平成19年12月15日から施行する。

附 則（平成19年12月19日規則第103号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年 1 月 4 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に発行されている改正前の規則別表第 3 武蔵新城駅自転車等駐車場の項の利用券であって、券面に表示された額が改正後の規則（以下「新規則」という。）の規定による整理手数料の額に満たないものについては、この規則の施行の日以後当該利用券に表示された額と新規則の規定による整理手数料の額との差額を添えて引き続き使用することができる。

附 則（平成20年 3 月14日規則第 9 号）

この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 4 月18日規則第70号）

この規則は、平成20年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 9 月18日規則第101号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年10月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定中中野島駅自転車等第 1 駐車場及び中野島駅自転車等第 2 駐車場に係る部分は、同年12月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に定期利用の利用区分により納付された向ヶ丘遊園駅北口自転車等第 3 駐車場に係る整理に要する費用であって、当該定期利用の期限が施行日以後であるものについては、向ヶ丘遊園駅北口自転車第 5 駐車場に係る整理に要する費用として納付されたものとみなす。

附 則（平成20年10月27日規則第109号）

この規則は、平成20年11月17日から施行する。

附 則（平成21年 1 月13日規則第 2 号）

この規則は、平成21年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 2 月19日規則第 6 号）

この規則は、平成21年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 5 月29日規則第49号）

この規則は、平成21年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 6 月15日規則第55号）

この規則は、平成21年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 8 月18日規則第63号）

この規則は、平成21年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年10月14日規則第73号）

この規則は、平成21年11月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定中川崎駅東田公園仮設自転車等駐車場に係る部分は、同年11月 5 日から施行する。

附 則（平成21年11月11日規則第78号）

この規則は、平成21年12月 1 日から施行する。

附 則（平成21年12月28日規則第97号）

この規則は、平成22年 3 月13日から施行する。

附 則（平成22年 2 月 3 日規則第 3 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に納付された元住吉駅渋谷自転車第1駐車場、元住吉駅渋谷自転車第2駐車場、元住吉駅渋谷自転車第3駐車場又は元住吉駅渋谷自転車等第4駐車場の定期利用に係る整理手数料であって、施行日以後の利用に係るものについては、それぞれ元住吉駅自転車第1駐車場、元住吉駅自転車第2駐車場、元住吉駅自転車第3駐車場又は元住吉駅自転車等第4駐車場の定期利用に係る整理手数料として納付されたものとみなす。

附 則（平成22年5月19日規則第59号）

この規則は、平成22年6月1日から施行する。

附 則（平成22年7月16日規則第71号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に納付された向ヶ丘遊園駅北口自転車第6駐車場の定期利用に係る整理手数料であって、施行日以後の利用に係るものについては、向ヶ丘遊園駅北口自転車等第6駐車場の定期利用に係る整理手数料として納付されたものとみなす。

附 則（平成22年11月16日規則第84号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に納付された新川崎駅自転車等第2駐車場又は新川崎駅自転車等第5駐車場の定期利用に係る整理手数料であって、施行日以後の利用に係るものについては、それぞれ新川崎駅自転車第2駐車場又は新川崎駅自転車第5駐車場の定期利用に係る整理手数料として納付されたものとみなす。

附 則（平成22年12月16日規則第90号）

この規則は、平成23年1月4日から施行する。

附 則（平成23年6月28日規則第42号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に納付された向ヶ丘遊園駅北口自転車等第1駐車場の定期利用に係る整理手数料であって、施行日以後の利用に係るものについては、向ヶ丘遊園駅北口自転車第7駐車場又は向ヶ丘遊園駅北口自転車第8駐車場の定期利用に係る整理手数料として納付されたものとみなす。

附 則（平成23年8月25日規則第53号）

この規則は、平成23年9月1日から施行する。

附 則（平成23年9月30日規則第59号）

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第35号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の規定により調製した帳票で現に残存するものについて、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

（川崎市市営自転車等駐車場に係る指定管理者の指定の手続等に関する規則の廃止）

- 3 川崎市市営自転車等駐車場に係る指定管理者の指定の手続等に関する規則（平成23年川崎市規則第45号）は、廃止する。

附 則（平成24年8月28日規則第74号）

この規則は、平成24年9月1日から施行する。

附 則（平成24年10月29日規則第83号）

この規則は、平成24年11月19日から施行する。

附 則（平成24年10月29日規則第84号）

この規則は、平成24年11月1日から施行する。

附 則（平成24年12月28日規則第92号）

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成25年2月25日規則第9号）

この規則は、平成25年3月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第33号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月31日規則第60号）

この規則は、平成25年6月1日から施行する。

附 則（平成25年8月30日規則第84号）

この規則は、平成25年9月1日から施行する。

附 則（平成27年8月27日規則第63号）

この規則は、平成27年9月7日から施行する。

附 則（平成28年2月29日規則第6号）

この規則は、平成28年3月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第45号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年1月30日規則第2号）

この規則は、平成29年1月31日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規則第36号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月14日規則第41号）

この規則は、平成29年4月18日から施行する。

附 則（平成29年10月6日規則第67号）

この規則は、平成29年11月1日から施行する。

附 則（平成29年12月15日規則第77号）

この規則は、平成30年3月1日から施行する。ただし、別表の改正規定中宿河原駅周辺自転車等駐車場に係る部分は、同年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月29日規則第59号）

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

附 則（平成30年11月30日規則第83号）

この規則は、平成30年12月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第35号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年9月30日規則第75号）

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和3年1月29日規則第2号）

この規則は、令和3年2月1日から施行する。

附 則（令和３年７月30日規則第69号）

この規則は、令和３年８月１日から施行する。

附 則（令和３年11月４日規則第78号）

この規則は、令和３年11月22日から施行する。

附 則（令和３年11月30日規則第82号）

この規則は、令和３年12月１日から施行する。

附 則（令和３年12月16日規則第85号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。ただし、別表の改正規定中「産業道路駅」を「大師橋駅」に改める部分は、同年１月１日から施行する。

附 則（令和４年３月31日規則第31号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。ただし、別表登戸駅周辺自転車等駐車場の項の改正規定中第７施設に係る部分は同年５月１日から、第４施設に係る部分は同年６月１日から施行する。

附 則（令和６年２月29日規則第４号）

この規則は、令和６年３月１日から施行する。

別表（第13条関係）

名称	駐車施設	位置	
浜川崎駅周辺自転車等駐車場	第１施設	川崎市川崎区南渡田町2,706番２	1
	第２施設	川崎市川崎区南渡田町2,706番２ほか	2
小田栄駅周辺自転車等駐車場	第１施設	川崎市川崎区小田３丁目189番４	3
川崎新町駅周辺自転車等駐車場	第１施設	川崎市川崎区渡田山王町116番	4
	第２施設	川崎市川崎区渡田山王町115番	5
八丁畷駅周辺自転車等駐車場	第１施設	川崎市川崎区日進町34番４ほか	6
	第２施設	川崎市川崎区日進町34番３ほか	7
小島新田駅周辺自転車等駐車場	第１施設	川崎市川崎区田町２丁目20番３	8
	第２施設	川崎市川崎区田町３丁目16番１ほか	9
	第３施設	川崎市川崎区田町３丁目16番２ほか	10
	第４施設	川崎市川崎区田町２丁目23番１	11
大師橋駅周辺自転車等駐車場	第１施設	川崎市川崎区江川１丁目１番１	12

	第 2 施設	川崎市川崎区大師河原 1 丁目 5 番 2	13
	第 3 施設	川崎市川崎区大師河原 2 丁目 4, 770 番 4	14
東門前駅周辺自転車等駐車場	第 1 施設	川崎市川崎区東門前 3 丁目 59 番 1 先	15
川崎大師駅周辺自転車等駐車場	第 1 施設	川崎市川崎区大師駅前 1 丁目 18 番 2 先	16
	第 2 施設	川崎市川崎区中瀬 2 丁目 11 番 1 先	17
鈴木町駅周辺自転車等駐車場	第 1 施設	川崎市川崎区港町 62 番 7	18
港町駅周辺自転車等駐車場	第 1 施設	川崎市川崎区旭町 1 丁目 19 番	19
川崎駅東口周辺自転車等駐車場	第 1 施設	川崎市川崎区日進町 1 番 41	20
	第 2 施設	川崎市川崎区日進町 28 番 3	21
	第 3 施設	川崎市川崎区日進町 30 番 2	22
	第 4 施設	川崎市川崎区小川町 2 番 7 先	23
	第 5 施設	川崎市川崎区小川町 7 番 4 先	24
	第 6 施設	川崎市川崎区砂子 1 丁目 1 番 17 先	25
	第 7 施設	川崎市川崎区本町 1 丁目 11 番 1	26
	第 8 施設	川崎市川崎区宮本町 2 番 3	27
	第 9 施設	川崎市川崎区本町 1 丁目 8 番 4	28
	第 10 施設	川崎市川崎区東田町 14 番 1 ほか	29
	第 11 施設	川崎市川崎区日進町 28 番 1	30
	第 12 施設	川崎市川崎区日進町 1 番 41	31
川崎駅西口周辺自転車等駐車場	第 1 施設	川崎市幸区幸町 1 丁目 750 番 6 ほか	32
	第 2 施設	川崎市幸区大宮町 6 番 19	33
	第 3 施設	川崎市幸区堀川町 72 番 19	34
尻手駅周辺自転車等駐車場	第 1 施設	川崎市幸区南幸町 3 丁目 108 番地 2 先	35
鹿島田駅周辺自転車等駐車場	第 1 施設	川崎市幸区鹿島田 1 丁目 1 番 1 号ほか	36
	第 2 施設	川崎市幸区新塚越 2 番 5 ほか	37
	第 3 施設	川崎市幸区鹿島田 1 丁目 10 番 37 号	38
新川崎駅周辺自転車等駐車場	第 1 施設	川崎市幸区鹿島田 1 丁目 700 番 3 ほか	39
	第 2 施設	川崎市幸区新川崎 1, 196 番 2 ほか	40
	第 3 施設	川崎市幸区鹿島田 1 丁目 700 番 3 ほか	41

	第 4 施設	川崎市幸区新川崎760番 5 ほか	42
	第 5 施設	川崎市幸区新川崎760番 6 ほか	43
	第 6 施設	川崎市幸区鹿島田 1 丁目 4 番26号	44
	第 7 施設	川崎市幸区新川崎1, 194番 3	45
	第 8 施設	川崎市幸区新川崎610番 9	46
平間駅周辺自転車等駐車場	第 1 施設	川崎市中原区田尻町65番先	47
	第 2 施設	川崎市中原区市ノ坪610番 5	48
	第 3 施設	川崎市中原区田尻町73番先	49
	第 4 施設	川崎市中原区北谷町49番 6	50
向河原駅周辺自転車等駐車場	第 1 施設	川崎市中原区下沼部1, 753番12	51
武蔵小杉駅周辺自転車等駐車場	第 1 施設	川崎市中原区小杉町 1 丁目526番 9 先	52
	第 2 施設	川崎市中原区小杉町 2 丁目271番 1 先	53
	第 3 施設	川崎市中原区新丸子東 3 丁目1, 111番20	54
	第 4 施設	川崎市中原区新丸子東 3 丁目1, 245番 8	55
	第 5 施設	川崎市中原区新丸子東 3 丁目1, 303番	56
	第 7 施設	川崎市中原区今井仲町 2 番37号ほか	57
武蔵中原駅周辺自転車等駐車場	第 1 施設	川崎市中原区上小田中 6 丁目18番 1 号	58
	第 2 施設	川崎市中原区上小田中 4 丁目 3 番 1 号	59
	第 3 施設	川崎市中原区上小田中 4 丁目 3 番 2 号	60
	第 4 施設	川崎市中原区上小田中 6 丁目1, 316番 7 ほか	61
	第 5 施設	川崎市中原区上小田中 4 丁目1, 270番10ほか	62
武蔵新城駅周辺自転車等駐車場	第 1 施設	川崎市中原区上新城 2 丁目200番 2 ほか	63
元住吉駅周辺自転車等駐車場	第 1 施設	川崎市中原区木月 1 丁目325番先	64
	第 2 施設	川崎市中原区木月 2 丁目350番先	65
	第 3 施設	川崎市中原区木月 2 丁目357番先	66
	第 4 施設	川崎市中原区木月 2 丁目370番先	67
	第 5 施設	川崎市中原区木月伊勢町2, 157番 7 先	68
	第 6 施設	川崎市中原区木月 3 丁目643番 7	69
	第 7 施設	川崎市中原区木月 4 丁目770番 7	70

武蔵溝ノ口駅北口周辺自転車等駐車場	第1施設	川崎市高津区溝口1丁目4番1号	71
	第2施設	川崎市高津区溝口1丁目304番1ほか	72
	第3施設	川崎市高津区溝口1丁目211番先	73
	第4施設	川崎市高津区溝口1丁目360番7ほか	74
	第5施設	川崎市高津区溝口2丁目304番2先	75
	第6施設	川崎市高津区溝口1丁目413番4	76
	第7施設	川崎市高津区溝口1丁目360番7ほか	77
武蔵溝ノ口駅南口周辺自転車等駐車場	第1施設	川崎市高津区溝口2丁目1番3号	78
	第2施設	川崎市高津区久本1丁目494番2	79
	第3施設	川崎市高津区溝口2丁目3番14号ほか	80
	第4施設	川崎市高津区久本1丁目4番19号ほか	81
	第5施設	川崎市高津区下作延4丁目1番1号	82
津田山駅周辺自転車等駐車場	第2施設	川崎市高津区下作延6丁目1,136番1ほか	83
久地駅周辺自転車等駐車場	第1施設	川崎市高津区久地4丁目696番3ほか	84
	第2施設	川崎市高津区久地4丁目637番2ほか	85
	第3施設	川崎市高津区久地4丁目633番1先	86
	第4施設	川崎市高津区久地4丁目625番1ほか	87
高津駅周辺自転車等駐車場	第1施設	川崎市高津区二子2丁目13番1号	88
宮崎台駅周辺自転車等駐車場	第1施設	川崎市宮前区宮崎2丁目2番24先	89
	第2施設	川崎市宮前区宮崎2丁目2番21先	90
	第4施設	川崎市宮前区宮崎2丁目3番11先	91
	第5施設	川崎市宮前区宮崎2丁目3番12	92
	第6施設	川崎市宮前区宮崎2丁目1番23ほか	93
	第7施設	川崎市宮前区宮前平1丁目1番7ほか	94
宮前平駅周辺自転車等駐車場	第1施設	川崎市宮前区土橋1丁目3番3先	95
	第2施設	川崎市宮前区土橋1丁目1番8先	96
	第3施設	川崎市宮前区宮前平1丁目10番先	97
	第4施設	川崎市宮前区宮前平1丁目12番先	98
鷺沼駅周辺自転車等駐車場	第1施設	川崎市宮前区鷺沼1丁目1,730番11ほか	99

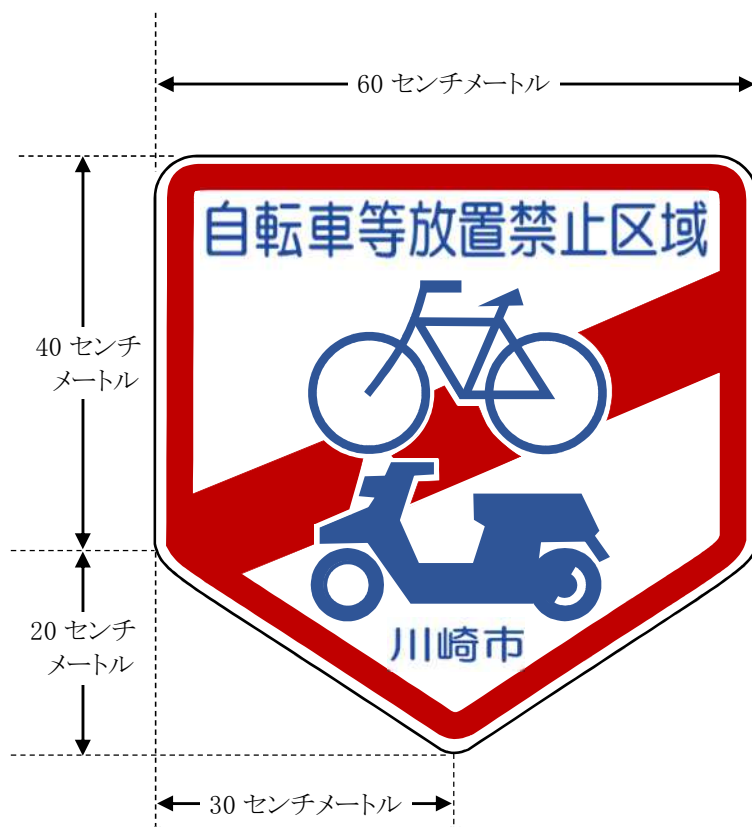
	第 2 施設	川崎市宮前区小台 1 丁目18番102ほか	100
	第 3 施設	川崎市宮前区小台 1 丁目21番 3	101
	第 4 施設	川崎市宮前区鷺沼 3 丁目 1 番19ほか	102
	第 5 施設	川崎市宮前区有馬 8 丁目29番 3	103
宿河原駅周辺自転車等駐車場	第 1 施設	川崎市多摩区宿河原 3 丁目1, 333番 1 先	104
	第 2 施設	川崎市多摩区宿河原 3 丁目1, 333番 6 ほか	105
登戸駅周辺自転車等駐車場	第 1 施設	川崎市多摩区登戸新町421番先	106
	第 2 施設	川崎市多摩区登戸3, 234番ほか	107
	第 3 施設	川崎市多摩区登戸2, 461番	108
	第 5 施設	川崎市多摩区登戸3, 422番 4 ほか	109
	第 6 施設	川崎市多摩区登戸新町316番 7 ほか	110
	第 7 施設	川崎市多摩区登戸3, 529番 1 ほか	111
中野島駅周辺自転車等駐車場	第 1 施設	川崎市多摩区中野島 3 丁目1, 124番 3 ほか	112
	第 2 施設	川崎市多摩区中野島 6 丁目1, 164番ほか	113
	第 3 施設	川崎市多摩区中野島 6 丁目1, 039番 1 ほか	114
	第 4 施設	川崎市多摩区中野島 6 丁目1, 051番11ほか	115
稲田堤駅周辺自転車等駐車場	第 1 施設	川崎市多摩区菅 1 丁目2, 885番 4 ほか	116
	第 2 施設	川崎市多摩区菅稲田堤 1 丁目2, 308番 1 ほか	117
京王稲田堤駅周辺自転車等駐車場	第 1 施設	川崎市多摩区菅 3 丁目558番 2	118
	第 2 施設	川崎市多摩区菅 3 丁目536番 2	119
向ヶ丘遊園駅周辺自転車等駐車場	第 1 施設	川崎市多摩区登戸2, 026番 2 ほか	120
	第 2 施設	川崎市多摩区登戸3, 847番ほか	121
	第 8 施設	川崎市多摩区登戸3, 846番ほか	122
	第 9 施設	川崎市多摩区登戸2, 695番 3 ほか	123
	第10施設	川崎市多摩区登戸1, 998番 4 ほか	124
	第11施設	川崎市多摩区登戸3, 850番 2 先	125
生田駅周辺自転車等駐車場	第 1 施設	川崎市多摩区三田 1 丁目30番	126
	第 2 施設	川崎市多摩区生田 7 丁目3, 174番 2 先	127
	第 3 施設	川崎市多摩区生田 7 丁目3, 172番 1 ほか	128

	第 4 施設	川崎市多摩区西生田 2 丁目 2, 718 番 5	129
	第 5 施設	川崎市多摩区生田 7 丁目 2, 963 番 1 ほか	130
	第 6 施設	川崎市多摩区生田 8 丁目 3, 424 番 2 ほか	131
読売ランド前駅周辺自転車等駐車場	第 1 施設	川崎市多摩区西生田 3 丁目 2, 208 番 2	132
	第 2 施設	川崎市多摩区西生田 3 丁目 2, 210 番 3	133
	第 3 施設	川崎市多摩区西生田 1 丁目 2, 288 番 1 ほか	134
	第 4 施設	川崎市多摩区西生田 3 丁目 2, 500 番 先	135
	第 5 施設	川崎市多摩区西生田 1 丁目 2, 232 番 1	136
若葉台駅周辺自転車等駐車場	第 1 施設	川崎市麻生区黒川 601 番 3 ほか	137
百合ヶ丘駅周辺自転車等駐車場	第 1 施設	川崎市麻生区百合丘 1 丁目 20 番 1 先	138
	第 2 施設	川崎市麻生区百合丘 2 丁目 1 番 1 先	139
新百合ヶ丘駅周辺自転車等駐車場	第 1 施設	川崎市麻生区上麻生 1 丁目 17 番 4	140
	第 2 施設	川崎市麻生区上麻生 3 丁目 1 番 先	141
	第 3 施設	川崎市麻生区万福寺 1 丁目 100 番 13	142
	第 4 施設	川崎市麻生区上麻生 2 丁目 27 番 1	143
柿生駅周辺自転車等駐車場	第 1 施設	川崎市麻生区上麻生 6 丁目 483 番 地 2	144
	第 2 施設	川崎市麻生区上麻生 6 丁目 526 番 先	145
鶴川駅周辺自転車等駐車場	第 1 施設	川崎市麻生区岡上 3 丁目 362 番 10	146
	第 2 施設	川崎市麻生区岡上 4 丁目 373 番 1	147
はるひ野駅周辺自転車等駐車場	第 1 施設	川崎市麻生区はるひ野 4 丁目 103 番 1 ほか	148
	第 2 施設	川崎市麻生区はるひ野 4 丁目 112 番	149
	第 3 施設	川崎市麻生区はるひ野 5 丁目 115 番	150

※表右欄外の数字は、例規集作成に当たり便宜的に付しています。

第 1 号様式

自転車等放置禁止区域標識



- (備考) 1 地色は、白色、文字及び図柄は青色、斜線及び枠線は赤色とすること。
2 この標識は、様式に定める規格のほか、この様式に定める規格を縮小した規格で作成することができる。

第2号様式

□ 放置場所	区	駅		□ 撤去年月日	年	月	日()時分
				□ 告示年月日	年	月	日()
				□ 保管期限	年	月	日()
□ 保管場所				□ 処理日	年	月	日()

撤去自転車等保管台帳

巻番 延号	自転車等の特徴							利用者等調査					返還事務処理			備考	
	種類	車種	色	メーカー	荷かご	パンク	その他の特 徴、損傷等	防犯登録番号 検閲番号 車庫番号	使用の 可・否	氏名	住所	電話	警務署照会年月日 回答年月日	返却届の有無	引取り通知書 発送年月日		引取り (引渡し) 年月日

注1 「車種」は、次のとおり記入する。

- ① 自転車
 - ・実用車 …… 実 ・ミニサイクル …… ミニ
 - ・婦人車 …… 婦 ・子供車 …… 子
 - ・スポーツ車 …… ス ・その他 …… 他
- ② バイク
 - 原動機付自転車 …………… 原付
 - 自動二輪 …………… 二

2 盗難車の引渡日は、「引取り年月日」欄へ()として年月日を記入する。

3 撤去保管料免除の場合は、「徴収済撤去保管料額」欄へ「免」、放置対象外は「外」とそれぞれ記入する。

第3号様式

(表)

郵便はがき

所在地――
電話番号――

(裏)

年 月 日

自 転 車 等 引 取 り 通 知 書

あなたの利用(所有)していると思われる

☐ 自転車
☐ 原動機付自転車
☐ 自動二輪車

を川崎市自転車

等の放置防止に関する条例の規定に基づき撤去し、保管していますので、速やかに引き取るよう通知します。

なお、保管期限を過ぎても引取りのない場合は、本市で処理いたします。

- 引取りの場所
表面位置図参照
- 引取りのできる日時
火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
- 保管期限
年 月 日
- 撤去、保管等に要した費用として、次の金額を納付していただきます。
☐ 自転車 2,500円
☐ 原動機付自転車 5,000円
☐ 自動二輪車 10,000円
- 持参するもの
 - この通知書
 - 自転車等の鍵
 - 印鑑
 - 住所及び氏名を明らかにするもの(運転免許証、身分証明書等)

連絡先

☐〇〇〇〇〇〇〇保管所
 電話〇〇〇—〇〇〇〇

整理
番号

第 4 号様式

放置自転車等引取り申出書				年 月 日
(宛先) 川崎市長				
次のとおり自転車等の引取りを申し出ます。				
申 出 人	住 所		電話	
	氏 名	印	自転車等の利用者等との関係	本人・家族・その他()
利 用 者 等	住 所		電話	
	氏 名			
引 き 取 り た い 自 転 車 等 置	車 種	☐ 自転車		☐ 原動機付自転車 (50cc以下) ☐ 自動二輪車
	特 種 類	☐ 実用車 ☐ 婦人車 ☐ スポーツ車 ☐ ミニサイクル ☐ 子供車 ☐ その他()		
	色			
	メ ー カ ー			
	荷 か ご			
	防犯登録番号等	☐ 防犯登録番号	☐ 標識番号 ☐ 車両番号	
	住所・氏名の明記	☐ 有() ☐ 無	☐ 有() ☐ 無	
	色 そ の 他			
	放 日 時	年 月 日 時 分 秒		
	置 場 所			
受 取 書	保管されていた上記の { ☐ 自転車 ☐ 原動機付自転車 ☐ 自動二輪車 } を確かに受け取りました。 年 月 日 受取り人 住所 氏名 印 (宛先) 川崎市長			
確 認 盗 取 撤去 備考	☐ 引取り通知書No. ☐ 難 屈 年 月 日 ☐ 免許証 ☐ 保険証 ☐ 定期券 ☐ 学生証 ☐ 身分証明書 ☐ 自転車等の鍵 ☐ その他() ☐ 警署署 受理番号 ☐ 派出所 引渡日 ☐ 2,500円 ☐ 5,000円 ☐ 10,000円 ☐ 盗難届提出者 ☐ その他() ☐ 承認番号			

注：本欄枠内のみ記入してください。

第5号様式

	押	印	欄	
自転車等撤去保管費用免除申請書				
年 月 日				
(宛先) 川崎市長				
申請者 住所 _____ 氏名 _____ 印 電話 _____				
川崎市自転車等の放置防止に関する条例第13条第3項の規定に基づき、自転車等の撤去、保管等に係る費用の免除を受けたいので、次のとおり申請します。				
免除を申請する理由				
免 除 の 金 額	☐ 自転車 2,500円	☐ 原動機付自転車 5,000円	☐ 自動二輪車 10,000円	
申 請 の 確 認	☐ 盗難届提出者		☐ その他	
☐ 申請どおり免除してよいでしょうか。 ☐ 条例第13条第3項に該当しない。				
決 定	☐ 免除する ☐ 免除しない	免 除 額	☐ 自転車 ☐ 原動機付自転車 ☐ 自動二輪車	500円 1,000円 2,000円

注：太歳枠内のみ記入してください。

第 6 号様式

指定管理者指定書	
川崎市指令 第 号	
住所	
名称	
代表者の氏名 様	
を 自転車等駐車場の指定管理者に指定しましたので、川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則第 17 条の規定により通知します。	
年 月 日	
川崎市長 印	
指定期間	年 月 日から 年 月 日まで